参考資料１－２

規制改革実施計画

（抜粋）

平成 29 年 6 月 9 日
閣　議　決　定

目　次

Ⅰ 共通的事項 1

１．　本計画の目的 1

２．　本計画の基本的性格 1

３．　規制改革の推進に当たっての基本的考え方 1

４．　改革の重点分野 2

５．　規制改革ホットライン 2

６．　規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー） 2

７．　計画のフォローアップ 2

Ⅱ 分野別実施事項 3

１．　行政手続コストの削減 3

(1) 規制改革の観点と重点事項 3

(2) 個別実施事項 3

２．　農林水産分野 4

(1) 規制改革の観点と重点事項 4

(2) 個別実施事項 4

① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立 4

② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 5

③ 農協改革の着実な推進 5

④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革 6

⑤ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進 6

⑥ 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実 6

３．　人材分野 7

(1) 規制改革の観点と重点事項 7

(2) 個別実施事項 7

① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり 7

② 転職して不利にならない仕組みづくり 7

③ 安心して転職できる仕組みづくり 7

４．　医療・介護・保育分野 8

(1) 規制改革の観点と重点事項 8

(2) 個別実施事項 8

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善 8

② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現 9

③ 介護サービス供給の在り方の見直し 11

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進 12
⑤ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し 12
⑥ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し 14
⑦ 機能性表示食品制度の改善 14
⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し 15
⑨ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知 16

５． 投資等分野 17
(1) 規制改革の観点と重点事項 17
(2) 個別実施事項 17
① 税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化 17
② 官民データ活用 19
③ IT 時代の遠隔診療 21
④ IT 時代の遠隔教育 22
⑤ 日影規制の見直し 22
⑥ 電波周波数の調整・共用 23
⑦ 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し 24
⑧ その他 28

６． その他重要課題（インバウンド支援等） 30
(1) 規制改革の観点と重点事項 30
(2) 個別実施事項 30
① ＩＣＴ、ＡＩ等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革 30
② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革 31
③ 第二種運転免許受験資格 32
④ 旅館業に関する規制の見直し 33
⑤ 地方における規制改革 33
⑥ 労働基準監督業務の民間活用等 34

⑦ 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し	a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b 保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置	経済産業省
26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省 国土交通省
27	水素スタンドにおける予備品の使用	水素スタンドにおける予備品の使用について、水素スタンド向けの製品メーカーが経済産業大臣による工場の認定を受け、速やかに認定品を作成できるよう、手続マニュアル等を作成し、環境整備を行う。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
28	保安検査方法の緩和	水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法案を基に、保安検査の方法を定める告示（平成 17 年経済産業省告示第 84 号）に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 30 年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
29	保安監督者に関する見直し	a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a:平成 29 年度検討開始 b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置	経済産業省
30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法につき、平成 29 年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省
31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
32	一般家庭等における水素充てんの可能化	一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	水素スタンドにおける締結部及び開閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
34	水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化	a 水素スタンドの充てん容器等における直射日光を遮る措置について、現行の例示基準と同等の安全性を確保していると認められる措置について検討し、結論を得た上で、可能とする。 b 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）上、水素スタンドの充てん容器等について、外気温の影響で温度が 40 度を超えた場合であっても、直射日光を遮る措置を講じ通風を確保している場合には技術基準違反とはならない旨、都道府県に対し周知を行う。 c 一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの充てん容器等に散水する設備の設置を義務付ける技術基準は存在しない旨、都道府県に対し周知を行う。	a:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置 b,c:平成 29 年度措置	経済産業省
35	貯蔵量が 300 ㎥未満で処理能力が 30 ㎥/日以上の第２種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	貯蔵量が 300 ㎥未満で処理能力が 30 ㎥/日以上の第２種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度上期結論・措置	経済産業省
36	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出について、円滑な対応の観点から都道府県に対し周知を行う。	平成 29 年度措置	経済産業省
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドに並列で配置された蒸発器の処理量の算定方法について処理量の合算はしない旨、都道府県に対し周知を行う。	平成 29 年度措置	経済産業省
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 31 年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省
39	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。	新たな判断基準が示され次第速やかに検討	経済産業省
40	設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃	設計係数 3.5 で設計された水素スタンド設備に係る圧力制限を撤廃した場合における安全性への影響について、事業者と協力して検討し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
41	3.5 よりも低い設計係数	水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米国等諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても 3.5 よりも低い設計係数（例えば 2.4）で設計、製造を行う場合に必要な高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	ＥＮ（European Norm）規格について、国際的に標準化された規格であるＩＥＣ（International Electrotechnical Commission）規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、ＥＮ規格に基づくＡＴＥＸ指令（防爆指令）の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置	厚生労働省
43	型式承認等に要する期間短縮	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置	経済産業省
44	国連規則（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備	国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互認証制度を有効に活用できるよう、国内規定を整備する。	平成 29 年度措置	経済産業省
45	燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し	破砕テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器について、高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可を受けた場合の貯蔵及び移動に係る規定について明確化する。	平成 29 年度上期措置	経済産業省
47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省 国土交通省
50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維について、材料に係る規定が必要かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論	経済産業省
51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和	a 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さを 1.25mm に限定しなくとも安全であるかどうかを検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。 b 燃料電池自動車用高圧水素容器の再検査について、許容傷深さの値以下の切傷であって繊維が露出していない場合には、傷の補修を不要としても安全上問題がないか検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。	a:平成 29 年度検討・結論・措置 b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和	国連規則（UN-R134）を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標章を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年結論・措置	経済産業省
53	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章について、文字の大きさで規定するなどの方法を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論・措置	経済産業省
54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
55	容器等製造業者登録の更新の見直し	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年までに結論	経済産業省
57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15 年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論	経済産業省
59	充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理	事業者案を基に、充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の廃棄方法が安全上問題ないか検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省
61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成 29 年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省